

第12回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年6月24日(月) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 妹尾伸二

2番 嗟峨弘巳

3番 押切秀志

6番 阿部栄子

7番 篠原弘

8番 齋藤晃佳

9番 谷口正明

10番 宮崎義幸

11番 工藤均

12番 百々栄二

13番 白川英之

4 出席職員 3名

事務局長 酒井美和子

農政係長 埴見堅

農地係 前田一成

5 議 事

- | | | |
|---------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 7 | 報告第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願いについて |
| 日程第 9 | 議案第 2 号 | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 号 | 農地法第 6 条の 2 の規定に基づく農地所有適格法人以外の者の報告について |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 1 4 | 議案第 7 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 1 5 | 議案第 8 号 | 浜中町農業委員会委員報酬基準要綱の一部を改正する訓令について |
| 日程第 1 6 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第12回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

今月の始めに行われました、農業者年金協議会のパークゴルフ大会に関しまして、たくさんの皆さんの参加をいただき例年にないくらい盛会に開催することができました、大変ありがとうございました。

いよいよ6月に入り私たち酪農家にとって一番大事な一番草の収穫時期が来ました、春先より順調に季節が進み例年より少しであります但し仕事のピークが早まっているように感じています。この時の収穫がこれからの一年間の生産基盤となる粗飼料の良し悪しを決める大事な時期です、大変お疲れであると思いますが、今しばらくご尽力いただいているものと存じます。

本日は、久しぶりの雨模様となり、本来休日となるところですが、本総会にぶつかり出席くださりましてありがとうございます。

本総会には、報告が2件と議案が8件といつもより多めの案件を提案させていただいております。

慎重審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、9番谷口委員、10番宮崎委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務について御報告申し上げます。

5月24日「浜中町農業協同組合第77回通常総会」が茶内コミュニティセンタ

一でで開催され、白川会長が出席しております。

5月28日～30日「北海道選出国會議員要請集会並びに令和6年度全国農業委員会会長大会」が東京都で開催され、白川会長、阿部委員と私が出席しております。

北海道選出国會議員要請集会では、地元選出の國會議員、鈴木貴子衆議院議員、鈴木宗男参議院議員、伊東良孝衆議院議員に対し「令和7年度農業政策と予算に関する要望意見」により要請行動を行っております。

また、会長全国大会では「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ決議が行われております。

6月4日「浜中町農業者年金協議会主催パークゴルフ大会」を茶内第三パークゴルフ場で開催しました。

当日は、天候にも恵まれ、27名の選手の方々は終始和やかにプレーされ、ケガ等の事故もなく大会は無事に終了いたしました。

その後、焼き肉ハウスに移動して親睦会を行いました。ビンゴゲームやじゃんけん大会など、参加された方々には十分喜んでいただき、また参加者同士の交流も図られたことと思っております。委員の皆様には参加者の募集などご協力をいただきありがとうございました。

6月6日～7日「令和6年度市町村農業委員会職員基礎研修会」がオンライン開催され、埴見係長が受講しております。

6月10日「土地の現況証明願いに係る現地調査」を〇〇〇〇地区で実施し、押切委員、篠原委員、百々委員、事務局2名で調査を行っております。

願い出地は、〇〇〇〇氏所有地でございますが、詳細については議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

6月13日～14日「令和6年第2回浜中町議会定例会」が役場本庁で開催され、私が出席しております。

一般質問者は3名で、避難タワー建設の予定について、ルパン三世P a yの将来展望について、防災対策について、ヒグマ駆除の実態についてなど、4項目の質問が出されました。

また、町長からは報告案件3件と、条例改正や補正予算など議案18件が提出され、慎重な議論を経て2日間の日程を終了しております。

6月21日「浜中町農業技術員連絡協議会定期総会」が浜中町農協で開催され、事務局3名が出席しております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容をご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得1件でございますが、整理番号1の届出人は、東京都江戸川区中葛西〇目〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏で、故〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇〇月〇〇日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、茶内橋北西〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡でございますが、詳細につきましては、議案書2ページから7ページ及び議案関係資料1ページから4ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから報告第1号の質疑を行います。
報告第1号について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

各 委 員

(異義なし声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、1件の現況証明願でございますが、浜農委〇-〇号の願い出人は、姉別北〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は、姉別北〇〇〇番〇、〇筆、面積〇、〇〇〇.〇〇㎡で、施設が建設されている部分の現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、押切委員、篠原委員、百々委員、事務局2名により6月10日に実施し確認をしております。

調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

前 田 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、2件の届出でございますが、整理番号1は、浜中町姉別〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は姉別南〇線〇〇〇番地、ほか〇筆、面積〇万〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとなっており、令和〇年〇月〇日より法定更新を行っておりましたが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号2は、西円朱別西〇〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西〇〇〇線〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は平成〇年〇月〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっており、令和〇年〇〇月〇日より法定更新を行っておりましたが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われており

ます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
整理番号5は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であつて、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、そのうちの売上が全体の50%を超えているか、3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

日程第12 議案第5号 農地法第6条の2の規定に基づく農地所有適格法人以外
の者の報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号 農地法第6条の2の規定に基づく農地所有適格法人以外
の者の報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条の2第1項では、「農地所有適格法人以外の法人で、農地法第3条第
1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者は、農地の利
用状況について、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会
に報告しなければならない。」とされており、報告を受けた農業委員会は、農地を適
正に利用しているかを確認するものとされております。

今回報告される農地所有適格法人以外の法人の所有する農地は、解除条件付き貸
借で、農地を適正に利用していない場合は、勧告することができることとなってお
ります。

本案は、1件の報告でございますが、整理番号1は、釧路市星が浦大通〇丁目〇
番〇〇号、〇〇〇〇 〇〇でございます。

いずれも別記様式「農用地の利用状況報告書」に記載のとおり、農地を適正に利
用しているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でご
ざいます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農
政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明するも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、これから議案第5号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

2番 嵯峨委員。

嵯 峨 委 員 2の報告に係る土地の所在地等の項目の作付面積が分からない、また場所は何処か。

議 長 説明します、○さんの屋敷周辺で、実際は○ヘクタールのみで、あとは牧場です。年間○ヘクタールから○○ロール、刈り遅れで刈ったらこの位なのかな。○万○千平方メートルのうち○万平方メートル、○ヘクタールです。
管理は継続しているでしょうか。

7番篠原委員。

篠 原 委 員 ○○君に貸しているようで、会社ではやっていないです。

事 務 局 長 農地所有適格法人以外の者は、農地を所有することができません。ただし、条件付きで賃貸借はできる事となっています。その条件というのは、この会社が適正に農地を利用しているかどうかの報告書を提出させ農業委員会で確認します。

あなたの会社、農地を適正に利用されていないんじゃないですか、と言う勧告なり、あとは周りから見ても明らかにこの会社が使っていないとなると、契約を解除させなければならない。そのために報告を受けての審議となります。

議 長 1番妹尾委員。

妹 尾 委 員 報告書が提出されたのは、昨年8月ですね。その段階ではどうだったのか。

事 務 局 長 報告書が届いたのは、令和○年○月○日です。2年前に農地を初めて借りており会計年度が○月○日から○月○日なので、その3か月以内に報告書を提出しなさいということで、○月○日付けで提出されました。昨年の報告の時期から提出してくださいと催促して、実際に提出されたのが○年の○月○日です。

今年度の分は、しっかりと正しい時期に出してくださいとあってあるので、○年○月○日付けで提出されるものと思います。

議 長 適格法人以外の団体に対して農地を耕作する資格があるのかという問題が発生してくる。今後、例えば農地の返還を求める勧告をしなくてはならなくなる可能性が出てくるので、今年の上がってくる数値と現状、基本的に誰かに委託して作業して

もらう事は、否定できない、適格法人でないため。元々は牛を飼う予定で○さんの牛舎を使ってという当初申請だった、それを法律上は、あなただめですよとは言えないため、農地所有適格法人以外の者の取り扱いにしている。

6 番阿部委員。

阿 部 委 員

牛は居るんですか。

事 務 局 長

居ません。牧草ロールだけの報告です。

議 長

2 番嵯峨委員。

嵯 峨 委 員

牧草は、○○さんが収穫しているということで、この畑は○○さんが利用しているんですか。

議 長

7 番篠原委員。

篠 原 委 員

○○さんが使用料を会社に払って利用していると思われます。

議 長

1 番妹尾委員。

妹 尾 委 員

この案件は、問題があり承認できない案件ですが議案に上げていいのか。

事 務 局 長

総会で審議していただくために提案しております。

議 長

報告書を保留して本人に確認しなければ承認できない。

9 番谷口委員。

谷 口 委 員

この会社は賃貸借で○さんから借りて、○○さんに使わせるというのは、腑に落ちない。

議 長

最初から腑に落ちない部分は多少あった。ただ○さんの牛舎を借りて、あそこで牛を飼うんだという話で申請された。こういった報告を上げてきて、実態が伴っていないとなると、農地パトロールと同じように、実態を確認しなければならない。

議 長

1 番妹尾委員。

妹尾委員 ○さんに聞いたことがあります。要は和牛の景気が良かった時に、自分辞めるけどどうだろうと話したら、やれるならやってもいいと思ってやったら、思っていたより手続きが大変で、結局は牛の値段も下がった時期だったので、頓挫したのが事実ではないのか。

議長 この件は、実態調査をして、もう一度確認しなおすということでお諮りしたいですがどうでしょうか。実態が伴っていない、牧場含めて3ヘクタールですが、肉牛の牧場としては、当初はそのくらいなら妥当と思いましたが、それ以降実態が伴っていない、さらに報告書に対しても今の話では、又貸ししているような状況であれば、正式に借りているものを又貸しすることはだめです。

1番妹尾委員。

妹尾委員 従事日数も300日従事していないのでは、虚偽ではないのか。これを出されてもどうなのか。

議長 農地所有適格法人以外の者の報告と言う事なので、株式会社などの報告とはちょっと違う、会社自体が申請した時にも色々ありましたが、これについては、決議を保留し調査をし直すということによろしいでしょうか。

確認事項としては、300日従事しているか。

牛を飼っているか。

〇〇さんに又貸しで管理をしているのか。

調査をして再度報告をするということで、議案第5号につきましては、裁決を保留にしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 議案第5号につきましては、裁決を保留し、調査をすることとします。

日程第13 議案第6号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第6号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出があった

場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされており。

本案は、売買1件による利用権設定の申出でございますが、整理番号1は、東京都江戸川区中葛西〇丁目〇ー〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡について、売買による利用権の移転でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから議案第6号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。
調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思っております。
よろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、私の方から指名させていただきます。
農地部会の方々にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、ただいま指名した農地部会の方々に調整をお願いいたします。

日程第14 議案第7号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第7号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、同条第2項で規定する農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、賃貸借による権利の設定1件、の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1は、茶内栄〇〇番地、浜中町農業協同組合所有地、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇,〇〇〇.〇〇㎡で、この土地を茶内〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては前田主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

前田主事

(詳細説明するも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、議案第7号の質疑を行います。〇〇番〇〇委員と〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員、〇〇委員退席)

それでは、これから議案第7号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。お諮りします。
議案第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

日程第15 議案第8号 浜中町農業委員会委員報酬基準要綱の一部を改正する訓令についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第8号 浜中町農業委員会委員報酬基準要綱の一部を改正する訓令について、提案の理由をご説明申し上げます。

農業委員報酬の報酬額は町長が定める特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例により農業委員会の長は、月額65,100円、農業員会の職務代理者月額55,700円、農業委員会の委員月額51,000円と定められております。

この報酬額につきましては、令和6年4月1日に現行の額に改正されておりますが本要綱につきましては、その報酬の基準を定める要綱となっており、この度の改正では、要綱の基準額を条例の改正後の額に合わせて見直しを行うものです。

なお、この改正訓令は、令和6年6月24日から施行し令和6年4月1日以降の報酬から適用することとしております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明するも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから議案第8号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8は、原案のとおり可決されました。

日程第16 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会について、7月31日、月曜日、午前10時からを提案します。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、7月31日、水曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、7月31日、水曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第12回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午前12時00分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 白川英之

浜中町農業委員会 9番 谷口正明

浜中町農業委員会 10番 宮崎義幸